

地域会館における読書機能の新設について

本市では、校区内住民の文化の向上と福祉の増進を図るため、住民のコミュニティ活動の拠点となる集会施設を整備するため、昭和55年に「堺市地域会館整備費補助金」を創設したところである。

本市は現在、多様な地域主体との協働や役割分担により、それぞれの得意分野や特性を活かしながら、協働によるまちづくりを進め、市民力の向上と地域力の向上を図ることに努めている。

このような中、校区自治連合会が地域会館を新築・建替え等を行う際、市民の読書環境の充実を図る補助制度を創設し、住民同士の交流促進を図るなど、地域活動の活性化を推進するとともに、読書機能の新設により開館時間の拡大を図ることで、子どもの見守り活動など、地域の安全・安心なまちづくりを推進する。

【現行の地域会館整備費補助制度（新築・建替）、地域会館大規模改修補助制度（大規模改修に伴う増築）】

■補助要件：【新築・建替】延床面積200㎡以上、老人集会室を併設の場合270㎡以上の新築・建替工事

【増築】単独地域会館200㎡、老人集会室を併設の場合270㎡までの増築工事

■補助対象経費及び補助金額（工事費・備品費）

区分	補助対象経費	補助金の額
新築	・建設に係る工事費 ・必要と認められる備品費	補助率：9/10（上限35,000,000円）
建替		
大規模改修に伴う増築	・建設に係る工事費	（本市から譲渡された地域会館（譲渡後最初の大規模改修） 補助率：9/10（上限額18,000,000円） （その他の地域会館）
		補助率：1/2（上限額5,000,000円）



【(改正案) 地域会館整備費補助制度（新築・建替）、地域会館大規模改修補助制度（大規模改修に伴う増築等）】

■補助要件：【新築・建替】延床面積200㎡以上、老人集会室を併設の場合270㎡以上の新築・建替工事

なお、**読書機能を付加**するときはそれぞれの延床面積から**40㎡以上の追加が必要**。

【増築】単独地域会館**240㎡**、老人集会室を併設の場合**310㎡**までの増築工事

【共通】読書機能を付加する場合、**11時～15時までの開館が必要**。読書機能は**地域住民等から寄贈された図書類を基本**とし、新たな図書購入も可能。

■補助対象経費及び補助金額（工事費・備品費）

区分	補助対象経費	補助金の額
新築	・建設に係る工事費 ・必要と認められる備品費 ・読書機能による備品費 （図書購入費を含む）	補助率：（通常）9/10（上限35,000,000円） （読書機能）10/10（上限48,300,000円）
建替		
大規模改修に伴う増築	・建設に係る工事費 ・読書機能による備品費 （図書購入費を含む）	（本市から譲渡された地域会館＜譲渡後最初の大規模改修＞） 補助率：（通常）9/10（上限額18,000,000円） （読書機能）10/10（上限29,300,000円）
		（その他の地域会館） 補助率：（通常）1/2（上限額5,000,000円） （読書機能）10/10（上限19,300,000円）
大規模改修を伴わない既存地域会館	・読書機能による備品費 （図書購入費を含む）	補助率： （読書機能）10/10（上限1,500,000円）

※増築を伴わない大規模改修で読書機能を付加する場合、通常の大規模改修の補助金額に読書機能による備品費を加えた額とする。

■地域会館用地購入制度の改正案

【現行】建設用地等の面積：200㎡（老人集会室併設の場合270㎡）

建設用地等の価格：上限60,000,000円以内（〃 81,000,000円）



【改正案】建設用地等の面積：200㎡（老人集会室併設の場合270㎡）

読書機能を新設の場合、それぞれの面積から40㎡までの追加が可能

建設用地等の価格：上限60,000,000円以内（〃 81,000,000円）

読書機能を新設の場合、

上限72,000,000円以内（〃 93,000,000円）